

高知県史編さん委員会設置要綱

(目的)

第1条 高知県史の編さんを円滑かつ効果的に推進するため、高知県史編さん委員会（以下「編さん委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 編さん委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高知県史編さんの進捗管理に関すること。
- (2) 高知県史編さん基本方針の見直しに関すること。
- (3) その他高知県史の編さんにおける重要事項に関すること。

(組織)

第3条 編さん委員会は、委員長、副委員長及び委員 18 名以内で組織する。

- 2 委員長は、知事をもって充て、編さん委員会を代表し、その事務を統括する。
- 3 副委員長は、高知県史監修者をもって充て、委員長を補佐し、委員長の任務の遂行に支障があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、高知県史編さん専門部会の部会長をもって充てるほか、関係団体の代表者その他編さん委員会の運営に必要な者のうちから知事が委嘱する。
- 5 編さんのうち編集に関する事項を所掌するため、別に高知県史編さん編集委員会を設置する。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、5 年とする。

- 2 任期の途中で委員が辞任した場合、後任者の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 編さん委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 4 委員は、委員会の当日までに委員長に委任状を提出することにより、代理の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第6条 編さん委員会の庶務を処理するため、文化生活部県史編さん活用課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、編さん委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。